

京都市告示第575号

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第12条第1項の規定に基づき、  
以下に掲げる建造物を歴史的風致形成建造物に指定しましたので、告示します。

令和3年2月19日

京都市長 門川大作

建造物の名称及び所在地

建造物の名称	建造物の所在地
若宮八幡宮	京都市下京区若宮通六条下る若宮町550番1
得浄明院	京都市東山区新橋通大和大路東入林下町459番1
光照院	京都市上京区新町通上立売上る安楽小路町427番, 425番, 432番
三時知恩寺	京都市上京区新町通上立売下る上立売町4番

(都市計画局都市景観部景観政策課)